平成２６年（フ）第１２３９号
さいたま市見沼区大字御蔵561番地20、旧住所さいたま市見沼区大字東新井737番地２
債務者　七海　功史
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
大分県由布市湯布院町川上3079番地４　コーポ工藤１号
債務者　宇都宮敬三
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　茂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７号
新潟県新発田市新栄町２丁目11番５号
債務者　小杉　一吉
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　良二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５２２号
熊本市中央区国府本町２番５号　コーポ西海201、前住所熊本市中央区国府２丁目17番32号　コーポいずみ１号
債務者　立川　　要
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５５８５号
大阪市東住吉区駒川１丁目21番20号
債務者　軽坂　武治
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２４号
大阪府柏原市大字峠834番地の５
債務者　谷山　寛人
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９２２号
札幌市中央区南１条西18丁目１番地13　キャトルセゾン401号
債務者　佐藤　康人
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清平　温子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２３号
札幌市中央区南１条西18丁目１番地13　キャトルセゾン401号
債務者　佐藤　一重
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清平　温子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
石川県野々市市押野７丁目119番地１　ロマーヌ野々市103号、従前の住所石川県野々市市下林３丁目295番地
債務者　座主　仁将
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地62棟503号
債務者　江藤いさ子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９８号
愛知県碧南市池下町４丁目61番地８
債務者　神山香奈江
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　裕文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６６号
長野県伊那市山寺1992番地
債務者　小澤　　亨
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６７号
長野県伊那市美篶7310番地475
債務者　牧山レナトこと　マイア　マキヤマレナト
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６８号
長野県上伊那郡南箕輪村6093番地　コーポラスタバタＡ－１号室
債務者　八木　優子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３８８号
岐阜市長良３丁目202番地
債務者　伊藤　正一
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３８９号
岐阜市長良３丁目202番地
債務者　河村　寛子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
三重県津市新町２丁目２番17号、前住所愛知県岡崎市八幡町３丁目50番地
債務者　山中　美佳
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
津地方裁判所破産係